

第 15 号議案

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するため、本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第 1 号

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成18年一宮市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「第47条の5」を「第47条の6」に改める。

第2条中「に関する」を「及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、」に、「等を進める」を「や、地域の住民及び保護者等による学校運営への支援・協力を促進する」に改める。

第3条の見出しを「(設置)」に改め、同条第1項中「が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる」を「を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

第3条第3項を削る。

第4条第1項第1号及び第2号中「設置校」を「対象学校」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

第4条第3項及び第4項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第5条第3項を削る。

第8条から第10条までの規定中「設置校」を「対象学校」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条、第14条第2項並びに第15条第1項、第4項及び第5項中「設置校」を「対象学校」に改める。

第16条の見出しを「(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

第16条第2項中「は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする」を「及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない」に改める。

第17条第2項中「設置校」を「対象学校」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成18年一宮市教育委員会規則第5号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。</p> <p>(指定)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。</p> <p>2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 指定の期間は、2年とし、再指定をすることができる。</p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 設置校の所在する地域の住民(第10条において「地域の住民」という。)</p> <p>(2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第10条において「保護者」という。)</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。</p> <p>4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画や、地域の住民及び保護者等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 対象学校の所在する地域の住民(第10条において「地域の住民」という。)</p> <p>(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者(第10条において「保護者」という。)</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。</p> <p>4 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。</p> |

5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(基本方針等の承認)

第8条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標及び経営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 予算の執行計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第12条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見

5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(基本方針等の承認)

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標及び経営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 予算の執行計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、対象学校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

第12条 削除

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、対象学校の校長の同意を得て、対象学校の児童又は生徒の

を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(指定の取消し)

第16条 法第47条の5第7項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

(1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合

(2) 協議会の活動の実態が認められない場合

(3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合

- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は対象学校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、対象学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、対象学校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 対象学校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第16号議案

一宮市教職員多忙化解消検討協議会設置要綱の制定について

一宮市教職員多忙化解消検討協議会設置要綱の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市内の小中学校に勤務する教職員の多忙化を解消し、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保するとともに、教職員の健康を維持できる職場環境を形成するための方策を検討する「一宮市教職員多忙化解消検討協議会」の設置要綱を制定するため、本案を提出します。

一宮市教職員多忙化解消検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市内の小学校、中学校における教職員の多忙化解消の方策について検討するため、一宮市多忙化解消検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置することに関し必要事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教職員の多忙化解消に向けた具体的な取組内容に関する事
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学校教育の関係者及び一宮市教育委員会事務局職員をもって構成する。
- 3 協議会の中に必要に応じて専門部会を設置することができる。
- 4 専門部会の設置については、協議会で協議し、決定するものとする。

(会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 会長は、一宮市教育委員会教育文化部次長をもって充てる。
- 3 会長の事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、一宮市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(設置期間)

第7条 本協議会の設置期間は、設置の日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月 日 から施行する。

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び第7条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|--------|----|--------|----------|
| 戸田 恵美子 | 女 | 元小学校教諭 | 新 |

2. 任命期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

○一宮市社会教育指導員設置規則

昭和 48 年 3 月 31 日
教委規則第 2 号

(目的および設置)

第 1 条 この規則は、市民の学習意欲を啓発し有効な社会教育活動を推進するため、一宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第 2 条 指導員は、社会教育主事とともに、社会教育活動に必要な直接指導および学習相談並びに社会教育関係団体の育成等の事務に従事する。

(欠格事項)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、指導員となることができない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(平 12 教委規則 1・一部改正)

(任命)

第 4 条 指導員は、次の各号の一に該当する者のうちから委員会が任命する。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習を受講する資格を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者

(服務)

第 5 条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(免職)

第 6 条 指導員が、次の各号の一に該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 指導員として、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他委員会において設置の必要がなくなったとき。

(任期)

第 7 条 指導員の在任期間は、1 年とする。ただし、再任することができる。

(報酬および費用弁償の額等)

第 8 条 指導員の報酬および費用弁償の額並びにその支給方法は、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 2 月 2 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市社会教育委員の委嘱について

一宮市社会教育委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|---------------------|----|---------------------------|----------|
| おおつ じゅん 大津 純 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| いまがわ みねこ 今川 峰子 | 女 | 学識経験者 | 再 |
| ますかわ こういち 益川 浩一 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| おがわ もとお 小河 元男 | 男 | 学識経験者 | 新 |
| おおしま みちこ 大島 美智子 | 女 | 学識経験者 | 再 |
| おがわ のりこ 小川 典子 | 女 | 学識経験者 | 新 |
| まぶち ひろし 馬淵 博 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| すぎもと さとる 杉本 智 | 男 | 一宮市公民館長連絡 協議会 | 再 |
| おぜき かつこ 尾関 勝子 | 女 | 一宮市地域女性団体 連絡会 | 再 |
| ふわ ひろし 不破 皓 | 男 | 一宮市芸術文化協会 | 再 |
| おおたけ みきお 大竹 幹雄 | 男 | 一宮市体育協会 | 再 |
| みつら ともなお 光楽 朋尚 | 男 | 一宮青年会議所 | 再 |
| あかお なな 赤尾 なな | 女 | 一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会 | 再 |
| わかばやし まゆみ 若林 真由美 | 女 | 子育てネットワーカー | 再 |

2. 委嘱期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

○社会教育法

(昭和二十四年六月十日 法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

○一宮市社会教育委員の定数等に関する条例

(昭和 25 年 1 月 27 日 条例第 3 号)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、本市に一宮市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第 2 条 委員の定数は、15 名以内とする。

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、重任を妨げない。

第 4 条 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 一宮市教育委員会は、特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解嘱することができる。

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に一宮市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 31 年 1 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日より施行する。

付 則(平成 14 年 6 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市公民館長の委嘱について

一宮市公民館長の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

公民館長辞職のため、一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館長 解職該当者

(解職日 平成30年3月31日)

| 氏名 | 性別 | 備考 |
|-----------------|----|--------------------------|
| せきど すすむ 関戸 進 | 男 | 平成30年3月31日付での辞任届が提出されたため |

2. 一宮市公民館長 委嘱候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|-------------------|----|----------------|----------|
| ひおき こうぞう 日置 剛三 | 男 | 西成連区町会長代表者より推薦 | 新 |

3. 委嘱期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

※一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市公民館長

| 地区名 | 氏名 |
|----------|---------------------|
| 宮西 | もり まさあき 森 雅昭 |
| 貴船 | ひよし こういち 日吉 興一 |
| 神山 | ひおき まきお 日置 雅夫 |
| 大志 | いとう たかし 伊藤 孝司 |
| 向山 | たかの えつこ 高野 悦子 |
| 富士 | ふたまた かつみ 二俣 勝美 |
| 葉栗 | もりしま のぶお 森島 伸夫 |
| 西成 | ひおき こうぞう 日置 剛三 |
| 丹陽 | いわた れいじ 岩田 禮仁 |
| 浅井 | あやおり たかし 綾織 孝司 |
| 北方 | いわた つねお 岩田 常夫 |
| 大和 | うちだ しげる 内田 茂 |
| 今伊勢 | のだ みつお 野田 満男 |
| 奥 | いまえだ ひでゆき 今枝 秀之 |
| 萩原 | やまぐち みちはる 山口 三千治 |
| 千秋 | はせがわ たけし 長谷川 武 |
| 起 | あべ ひろむ 阿部 博武 |
| 小信 中島 | しばた こうじ 柴田 幸二 |
| 三条 | いわた のぶお 岩田 信夫 |
| 大徳 | むらせ かつみ 村瀬 勝美 |
| 朝日 | こづか としひろ 小塚 俊博 |
| 開明 | すぎもと さとる 杉本 智 |
| 木曾川 | おがわ もとお 小河 元男 |

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第30条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|-------------------|----|-------------------|----------|
| ささき ただし 佐々木 直 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| えさき あつこ 江崎 敦子 | 女 | 学識経験者 | 再 |
| しまづ ひでのり 島津 秀典 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| おくだ よしのり 奥田 義徳 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| すぎやま かつじ 杉山 勝治 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| まえだ じゅんこ 前田 旬子 | 女 | 学識経験者 | 再 |
| ひろつじ たかお 廣辻 孝夫 | 男 | 学識経験者 | 再 |
| いとう ひろえ 伊藤 広恵 | 女 | 大志小学校長 | 新 |
| いとう ひろひさ 伊藤 博久 | 男 | 元公民館長 | 再 |
| すずき よしとも 鈴木 祥友 | 男 | 市体育協会理事長 | 再 |
| ほそや まさあき 細谷 正明 | 男 | 市レクリエーション協会会長 | 再 |
| うちだ きれ 内田 清 | 男 | 市児童育成連絡協議会会長 | 再 |
| ふくい ますお 福井 方寿夫 | 男 | 市スポーツ推進委員連絡協議会副会長 | 新 |
| かとう まさか 加藤 政孝 | 男 | 地区公民館利用者 | 新 |
| みやざき はつみ 宮崎 初美 | 女 | 子育てネットワーカー | 再 |

2. 委嘱期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日

○社会教育法

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

第3条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解職することができる。

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、スポーツ基本法第32条第1項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|--------------------|------|----------|
| あだち よしお 足立 好男 | 宮西連区 | 再 |
| やました こ 山下 たか子 | 〃 | 再 |
| たじま みつこ 田島 美津子 | 〃 | 再 |
| みずの けんじ 水野 賢治 | 〃 | 再 |
| たかぎ あいこ 高木 愛子 | 貴船連区 | 再 |
| もり かつのり 森 克典 | 〃 | 再 |
| むとう かなこ 武藤 佳奈子 | 〃 | 再 |
| ふくだ よしのぶ 福田 好伸 | 〃 | 新 |
| まつもと たけし 松本 竹志 | 神山連区 | 再 |
| みずたに たかこ 水谷 貴子 | 〃 | 再 |
| うちやま かんじ 内山 完二 | 〃 | 再 |
| もりかず かよこ 森数 佳代子 | 〃 | 再 |
| もり ひろし 森 博史 | 大志連区 | 再 |
| かわかみ よしてる 河上 芳輝 | 〃 | 再 |
| もりした むつこ 森下 睦子 | 〃 | 新 |
| ひらばやし けいこ 平林 圭子 | 〃 | 新 |
| しばがき すすむ 柴垣 進 | 向山連区 | 再 |

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|----------------------|------|----------|
| しみず よしとも 清水 美知 | 向山連区 | 再 |
| は せ べ ふみえ 長谷部 文恵 | 〃 | 再 |
| みうら のりこ 三浦 紀子 | 〃 | 新 |
| いまい かつひこ 今井 勝彦 | 富士連区 | 新 |
| とみなが じゅんきち 富永 純吉 | 〃 | 新 |
| いもり ま み こ 飯盛 満美子 | 〃 | 新 |
| おおたき としえ 大瀧 敏恵 | 〃 | 新 |
| おおた のぶお 太田 伸生 | 葉栗連区 | 再 |
| さとう ひろみ 佐藤 洋美 | 〃 | 再 |
| まつばら すすむ 松原 進 | 〃 | 再 |
| うかい あ き こ 鵜飼 亜紀子 | 〃 | 新 |
| おおもり けいすけ 大森 啓介 | 西成連区 | 再 |
| やまぐち く み こ 山口 久美子 | 〃 | 再 |
| みやなぎ まなぶ 三柳 学 | 〃 | 再 |
| かわで 川出 みどり | 〃 | 再 |
| にしむら よしじ 西村 嘉二 | 〃 | 再 |
| わしづ とみお 鷺津 富夫 | 〃 | 再 |
| あんざい つよ し 安齋 剛志 | 〃 | 再 |

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|---------------------|-------|----------|
| こばやし まさき 小林 昌樹 | 西成連区 | 再 |
| たかの ようたろう 高野 陽太郎 | 〃 | 新 |
| やまかわ ちはる 山川 千晴 | 〃 | 新 |
| にしくぼ なみ こ 西久保奈美子 | 丹陽町連区 | 再 |
| くわやま のりこ 桑山 典子 | 〃 | 再 |
| ほその まさみ 細野 将己 | 〃 | 再 |
| なかがわ たかよし 中川 隆好 | 〃 | 新 |
| くまざき たかやす 熊崎 孝泰 | 〃 | 新 |
| たかはし ひろとし 高橋 広敏 | 浅井町連区 | 再 |
| よしこ ゆきお 吉子 幸雄 | 〃 | 再 |
| ごとう れいこ 後藤 令子 | 〃 | 再 |
| いわた りか こ 岩田 利加子 | 〃 | 再 |
| よしだ こうじ 吉田 幸次 | 〃 | 再 |
| むらかみ ま き 村上 麻希 | 〃 | 再 |
| きむら あきよし 木村 彰良 | 北方町連区 | 再 |
| えさき ちよ こ 江崎 知世子 | 〃 | 再 |
| いまい やよい 今井 弥生 | 〃 | 再 |
| あだち ひこなり 安達 彦也 | 〃 | 再 |

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|--------------------|--------|----------|
| まつえ ひろみ 松江 博美 | 大和町連区 | 再 |
| うかい え 鵜飼 ゆき江 | 〃 | 再 |
| にみや あきまさ 二宮 昭正 | 〃 | 再 |
| かとう れいこ 加藤 礼子 | 〃 | 再 |
| しばた まさやす 柴田 正康 | 〃 | 新 |
| みずたに よしゆき 水谷 好之 | 〃 | 新 |
| い だ はじめ 井田 肇 | 〃 | 新 |
| おぜき たかし 小関 貴士 | 〃 | 新 |
| かわべ さよ 河邊 三代 | 〃 | 新 |
| いとう ひさし 伊藤 寿 | 今伊勢町連区 | 再 |
| やまぎし みつる 山岸 満 | 〃 | 再 |
| ほり みゆき 堀 美幸 | 〃 | 新 |
| ちば ともはる 千葉 知治 | 〃 | 新 |
| あんどう たかとし 安藤 孝俊 | 奥町連区 | 再 |
| もり ちえこ 森 千恵子 | 〃 | 再 |
| おざわ あきよ 小澤 晃代 | 〃 | 新 |
| まつい やすあき 松井 康明 | 〃 | 新 |
| つぼうち ともあき 坪内 知明 | 萩原町連区 | 再 |

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|---------------------|--------|----------|
| はっとり くみ こ 服部 久美子 | 萩原町連区 | 再 |
| ほった かつや 堀田 克也 | 〃 | 再 |
| かいげん ゆきお 開現 幸夫 | 〃 | 再 |
| あずま あけみ 東 明美 | 〃 | 再 |
| ま の よしひろ 眞野 良博 | 千秋町連区 | 再 |
| かねこ かつこ 金子 勝子 | 〃 | 再 |
| いとう 伊藤 ひろみ | 〃 | 再 |
| なかむら まさはる 中村 正春 | 〃 | 再 |
| かすがい さとし 春日井 聡 | 起連区 | 再 |
| みぞぐち 溝口 しおり | 〃 | 再 |
| こづか みのる 小塚 実 | 〃 | 再 |
| はまだ み か 濱田 美香 | 〃 | 再 |
| つねかわ よしひろ 恒川 義弘 | 小信中島連区 | 再 |
| こじま な な こ 小島 菜菜子 | 〃 | 再 |
| えもり わたる 江森 渉 | 〃 | 再 |
| うちだ ひろみ 内田 広美 | 〃 | 再 |
| さとう ひろし 佐藤 博 | 三条連区 | 再 |
| たにだ しょうこ 谷田 昇子 | 〃 | 再 |

| 氏名 | 備考 | 新任 再任 |
|---------------------|--------|----------|
| いとう かずや 伊藤 一也 | 三条連区 | 再 |
| ふじたに さちこ 藤谷 佐知子 | 〃 | 新 |
| やまだ ようへい 山田 洋平 | 大徳連区 | 再 |
| みずたに けんじ 水谷 賢次 | 〃 | 再 |
| しらいし かつのり 白石 勝則 | 〃 | 再 |
| すずき あきお 鈴木 章夫 | 〃 | 新 |
| おぐら まさなお 小椋 政直 | 朝日連区 | 再 |
| はぎわら もとかず 萩原 基一 | 〃 | 再 |
| みずの あいみ 水野 愛美 | 〃 | 再 |
| はすい まみ 蓮容 真美 | 〃 | 新 |
| こしの さとみ 越野 さとみ | 開明連区 | 再 |
| こやま ようこ 小山 陽子 | 〃 | 再 |
| わたなべ たかし 渡部 孝 | 〃 | 新 |
| まつなが しょういち 松永 章市 | 〃 | 新 |
| ふくい ますお 福井 万寿夫 | 木曾川町連区 | 再 |
| あだち たみひろ 安達 民宏 | 〃 | 再 |
| しくま まゆみ 四熊 麻由美 | 〃 | 再 |
| やまうち まちこ 山内 真知子 | 〃 | 再 |

| 氏 名 | 備 考 | 新任 再任 |
|----------------------|--------|----------|
| しばた ゆり 柴田 百里 | 木曾川町連区 | 再 |
| みずの やすよし 水野 泰嘉 | 〃 | 再 |
| にし えいき 西 栄樹 | 〃 | 再 |
| たかみどう ともなり 高御堂 智也 | 〃 | 再 |
| みやざき はつみ 宮崎 初美 | 〃 | 新 |

2. 委嘱期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熟意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

〇一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の任命について

一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 0 年 3 月 1 9 日

一宮市教育委員会
教育長 中 野 和 雄

提案理由

任期満了に伴う役員改選のため、一宮市三岸節子記念美術館条例第 4 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員 任命候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|--------------------|----|--|----------|
| うかい たつひこ 鵜飼 辰彦 | 男 | 学校教育関係者関係者 (愛知県立起工業高等学校 学校デザイン科教諭) | 再 |
| えもと なほこ 江本 菜穂子 | 女 | 学識経験者 (名古屋造形大学/大学院 特任教授) | 再 |
| こくりゅう さよ 國立 紗代 | 女 | 家庭教育関係者 (一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会副 会長) | 新 |
| こんどう まなみ 近藤 眞奈美 | 女 | 学校教育関係者 (一宮市立木曾川東小学 校長) | 新 |
| たかはし しゅうじ 高橋 秀治 | 男 | 社会教育関係者 (岐阜県現代陶芸美術館 長) | 再 |
| ひらばやし さちこ 平林 幸子 | 女 | 社会教育関係者 (ミクストメディア作 家) | 再 |
| ふわ ひろし 不破 皓 | 男 | 社会教育関係者 (一宮市芸術文化協会副 会長、一宮市社会教育委 員、尾西ウィンドオーケ ストラ会長) | 再 |
| わきた ようこ 脇田 曜子 | 女 | 社会教育関係者 (造形作家、元金城学院 大学教授) | 新 |

2. 任命期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日

(参考：平成28年度任命候補者)

1. 一宮市三岸節子記念美術館運営協議会委員 任命候補者

| 氏名 | 性別 | 備考 | 新任 再任 |
|--------------------|----|--|----------|
| うかい たつひこ 鵜飼 辰彦 | 男 | 学校教育関係者 (愛知県立起工業高校教諭) | 再 |
| よこやま とおる 横山 徹 | 男 | 学校教育関係者 (一宮市立黒田小学校長) | 新 |
| たかはし しゅうじ 高橋 秀治 | 男 | 社会教育関係者 (岐阜県現代陶芸美術館長) | 再 |
| とみだ えつこ 富田 悦子 | 女 | 社会教育関係者 (染織工芸作家) | 再 |
| ひらばやし さちこ 平林 幸子 | 女 | 社会教育関係者 (ミクストメディア作家) | 再 |
| ふお ひろし 不破 皓 | 男 | 社会教育関係者 (一宮市芸術文化協会副会長、一宮市社会教育委員、尾西ウィンドオーケストラ会長) | 再 |
| いけだ れいこ 池田 れい子 | 女 | 家庭教育関係者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表、一宮市社会教育審議会委員) | 新 |
| えもと なほこ 江本 菜穂子 | 女 | 学識経験者 (名古屋造形大学院教授) | 再 |

2. 任命期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日

一宮市三岸節子記念美術館条例（抜粋）

平成17年3月24日

条例第68号

改正 平成21年6月26日条例第31号

（美術館運営協議会）

第4条 法第20条第1項の規定により、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、8人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○一宮市三岸節子記念美術館運営協議会規則

平成17年3月24日

教委規則第35号

改正 平成24年3月27日教委規則第4号

平成27年1月28日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮市三岸節子記念美術館条例(平成17年一宮市条例第68号)第4条第3項の規定に基づき、一宮市三岸節子記念美術館運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を任命し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(平24教委規則4・平27教委規則2・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月27日教委規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年1月28日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年3月19日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|--|--------------------------------------|---|---|------------------------------|-----------------------------------|------------|
| 61 | 一宮ジュニアウインドオーケストラ 代表 かけひ あきひろ 寛 彰洋 | 一宮ジュニアウインドオーケストラ 定期練習会 | ・吹奏楽の練習 ・市内小中学生(小学5年生～中学3年生) ・参加数(見込み)40名 | 平成30年4月1日(日)～平成31年3月17日(日)までの第1・2・3日曜日に計36回実施 9:00～12:00 | 一宮市福祉子ども部青少年育成課 研修室 他 | 5000円 (年間費) | (6) |
| 62 | 一宮市消防本部 消防長 にしお きみたか 西尾 欣孝 | 第18回中学生と消防音楽隊のふれあいコンサート | ・中学生と消防音楽隊による音楽演奏 ・参加者約200名 ・観覧者1000名 | 6月10日(日) 13時30分～ 15時45分 | 一宮市民会館 | 無料 | (1) (6) |
| 63 | いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会 会長 なかの まさやす 中野 正康 | 「いちのみやリバーサイドフェスティバルを描こう」 写生画コンクール | ・いちのみやリバーサイドフェスティバル会場内での写生画コンクール。 ・7月上旬に表彰式予定。 ・幼稚園児、保育園児、小中学生約200名 | 5月3日(祝・木)～5月5日(祝・土) 9時30分～ 17時 | 国営木曾三川公園三派川地区センター(138タワーパーク) | 無料 | (1) (6) |
| 64 | 一宮こども将棋の会 会長 くずや はるさだ 葛谷 晴貞 | 一宮こども将棋教室 | ・こども将棋教室を年間24回開催 ・初心者から、中級者までクラス別指導 ・参加者:市内小学生とその保護者(母親・祖母など)960名 | 4月1日(日)～平成31年3月31日(日) | 一宮市テニス場 旧管理棟 | 年間 3,000円 教材プリント作成費 500円 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|---------------------------------|--|---|---------------------|---|------------|
| 65 | 特定非営利活動法人 メタセコイアの森の 仲間たち 代表理事 ながよし つよし 永吉 剛 | 清流王国郡上・夏 休みこどもキャン プ | ・郡上の自然のなか、都市と郡上 の子どもと一緒に集団キャンプ を行うことで見聞を広め、自然や 文化などに親しむとともに、人間 関係などの集団活動の在り方や 公衆道徳などの望ましい体験を 積む。 ・子どもが主体となり、何をす るか考える。 ・2泊3日、3泊4日、6泊7日 ・東海地方在住の小中学生 ・475名 | 7月14日(土) ～16日(月) 7月21日(土) ～24日(火) 7月26日(木) ～29日(日) 7月31日(火) ～8月3日(金) 8月5日(日)～ 7日(火) 8月9日(木)～ 11日(土) 8月16日(木) ～18日(土) 8月20日(月) ～22日(水) 8月24日(金) ～26日(日) 8月28日(火) ～30日(木) 8月16日(木) ～22日(水) | 岐阜県郡上 市内 | 2泊3日 29,800円 3泊4日 35,800円 6泊7日 72,800円 | (4) (6) |
| 66 | 一般社団法人 明宝ツーリズムネッ トワークセンター 代表 くにしま よしみち 國田 義道 | 子どもだけで行く 自然体験旅行「冒 険KID'S」 | ・自然の中で遊ぶことにより『想 像力・発想力』を身に付ける。清 流吉田川で郡上の川遊びを通し て自然の大切さを学んでいく。 ・日帰り、1泊2日 ・一宮市在住小学生約240名 | 日帰り 7月24日(火) 8月3日(金) 8月9日(木) 8月20日(月) 1泊2日 7月28日(土) ～29日(日) 8月16日(木) ～17日(金) | 岐阜県郡上 市吉田川流 域 | 日帰り 10,900円 1泊2日 24,900円 | (4) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|--|---------------------------------|---|------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|------------|
| 75 | 江南サマー ジャズフェスティバル実行 委員会 代表 たけむら ふみひろ 竹村 文碩 | 第12回江南サマー ジャズフェスティ バル2018 | 江南市や江南市近郊 で活動しているアマ チュアバンドによる ジャズ演奏会 | 8月5日(日) | 江南市民文化 会館 | 有料 1,000円 | (6) |
| 76 | 木曽川文化創造ワー クショップ 代表 はせがわ かずたか 長谷川 一貴 | 第67回きそがわふ れあいコンサート | やなぎやえんや 柳家燕弥こよる落語 の会 | 7月16日(月・祝) | 木曽川文化 会館 | 有料 1,000円 | (6) |
| 77 | 家庭倫理の会一宮市 会長 おおしま はるみ 大島 春美 | 子育てセミナー | 「和やかな家庭づくり」を テーマとしたセミナー | 5月18日(金) | ファッション デザインセン ター | 有料 200円 | (6) |
| 78 | 株式会社 平安閣 代表取締役 つちだ まさき 土田 誠樹 | 「ありがとうを贈る う。」キャンペーン | 「ありがとう」に関する メッセージを募集し、 その中から選出した 100作品を掲載した 「ありがとうの本」を制 作。名古屋市・一宮市 などの小学6年生およ び希望者に配布。 | 5月1日(火) ～ 8月31日(金) (募集期間) | — | 無料 | (6) |
| 79 | 特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 かじた えいりち 梶田 徹一 | 平成30年度 第1回日本語検定 | 日本語検定の検定 試験(1級～7級) | 6月9日(土) | 尾張一宮駅前 ビル他 全国一般会場 | 有料 1,300円 ～ 6,000円 | (4) (6) |
| 80 | 特定非営利活動法人 日本語検定委員会 理事長 かじた えいりち 梶田 徹一 | 平成30年度 第2回日本語検定 | 日本語検定の検定 試験(1級～7級) | 11月10日(土) | 尾張一宮駅前 ビル他 全国一般会場 | 有料 1,300円 ～ 6,000円 | (4) (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|---|--------------------------------|--|-------------------|-----------------------------------|------|
| 81 | 「生」教育助産師グループOHANA 代表 さかい ももこ 坂井 桃子 | 家族で聞きたい！ 助産師が伝える いのちの授業 | 助産師の視点から命の始まりや命の大切さを伝える講義 | 4月8日(日) | 一宮市市民活動支援センター | 有料 1,000円 (市外の方は 1,500円) | (6) |
| 82 | 「生」教育助産師グループOHANA 代表 さかい ももこ 坂井 桃子 | ママのための生教育講座 幼少期から家庭で “いのち”を伝える 必要性について | 助産師の視点から幼少期における性教育と命の大切さを伝える講義 | 5月29日(火) | 一宮市市民活動支援センター | 有料 1,000円 (市外の方は 1,500円) | (6) |
| 83 | かやの木芸術舞踊学園 学園長 きはら はじめ 木原 創 | かやの木芸術舞踊学園 第48回発表会 | モダンバレエの発表会 | 6月10日(日) | 小牧市市民会館 | 無料 | (6) |
| 84 | 一般財団法人 言語交流研究所 ヒッポファミリークラブ 代表理事 すずき けんし 鈴木 堅史 | 講演会「7か国語で話そう。」 | 外国語習得を最新の脳科学から考える講演会 | 6月14日(木) 6月20日(水) 6月22日(金) 6月24日(日) | 木曾川文化会館・アイプラザ一宮 他 | 無料 | (6) |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|---|---|---------------------------|---|--|------------|
| 61 | 一般社団法人 日女子プロ野球 機構 代表理事 ひこそうたかひろ 彦惣高広 | 日本女子プロ野球 リーグ2018 ヴィクトリア シリーズ | 女子プロ野球チームによるリーグ戦。 女子硬式野球の普及と発展 地域野球少年少女の野球教育。 | 4月1日(日)～ 10月21日(日) | 平島公園 野球場ほか | 一般 1,500円 中高生 500円 小学生 以下無料 | (4) (6) |
| 62 | 特定非営利活動 法人 大心館 理事長 たけはたともし 竹畑友二 | 一宮少年少女 空手道大会 | 幼稚園・保育園、小中学生、高校生、大学生、一般を対象に学年、年齢、男女別にクラス分けをし、個人戦のトーナメント方式。 | 4月8日(日) | 一宮市総合 体育館 | 1人 5,000円 | (4) (6) |
| 63 | 特定非営利活動 法人アズワン 理事長 かなもりかずひろ 金森和宏 | 2018 夏アズワンワ ンダースクール サマーキャンプ 自然体験教室 | 小・中学生を対象にさまざまな体験学習を通して、「人と自然を愛し、大切にする心」を育むスクールであり、体験することで、それぞれの個性を持った仲間を尊重し、生命を育む自然こふれあい、人と自然を愛し、大切にしたいという心を育てることを目的に開催 全13コース | 7月24日(火) ～ 8月31日(金) | ①長野県下伊那郡阿南町 ②福井県あわら市 ③岐阜県高山市青見町 ④奈良県宇陀郡曽爾村 ⑤岐阜県郡上市 ⑥三重県鈴鹿市 ⑦京都府宇治市 ⑧⑨⑩岐阜県郡上市八幡町 ⑪長野県伊那市高遠町 ⑫富山県中新川郡立山町 ⑬岐阜県高山市岩井町 | ①④⑥⑪ ⑬ 33,800円 ②③⑦⑩ 34,800円 ⑤ 29,800円 ⑧ 23,800円 ⑨ 32,800円 ⑫ 35,800円 | (4) (6) |
| 64 | 尾張剣道連盟 会長 うちだたけお 内田武夫 | 第54回尾張中学校 剣道大会 | 尾張地区中学校の男女剣道部による団体トーナメント戦 | 5月27日(日) | 一宮市総合 体育館 | 無料 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|--------------------------------|--|--|----------------------------|---------------------------------|------------|
| 65 | 一宮市バレーボール協会 会長 加藤一代 (かとうかずよ) | 一宮地区・尾西地区「小学生バレーボールクラブ」 | ①一宮地区の小学生新1年生～新6年生の男女を対象にバレーボールの教室、指導者講習会、交流会を開催する。 ②尾西地区の小学生新2年生～新5年生の男女を対象にバレーボール教室を開催する。 | ①5月5日～平成31年3月30日 (毎週土曜日) ②5月5日～平成31年3月30日 (毎週土曜日) | ①市内各小学校屋内運動場 ②起小学校屋内運動場 | 年会費 ①1人 4,000円 ②1人 7,000円 | (3) (6) |
| 66 | 愛知県一宮総合運動場場長 青山徳彦 (あおやまのりひこ) (主催) 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団 | 第36回愛知県一宮総合運動場選抜ゲートボール大会 | 一宮ゲートボール協会選抜36チームで3チームによる予選リーグ、リーグ戦1位チームによる決勝トーナメント戦 | 4月9日(月) | いちい信金スポーツセンターゲートボール場 | 1チーム 1,500円 | (4) (6) |
| 67 | | 一宮サッカー連盟理事長杯 第11回少年サッカーフェスティバル | 少年サッカーの普及・育成を通じ「次代を担う健全な体と心を持った青少年の育成」を図る。 | 6月16日(土) ・17日(日) | | | |
| 68 | 一宮サッカー連盟 理事長 丹下金政 (たんげかねまさ) | 第17回一宮・中日少年サッカースクール選手権大会 | 一宮・中日サッカースクール生を対象として各スクール単位の6年生を中心としたチームによる大会。トーナメント方式。 | 12月8日(土)・9日(日)・16日(日) | 一宮市光明寺公園球技場 | 無料 | (3) (6) |
| | | 第40回一宮・中日少年サッカースクール学年別冬季大会 | サッカーを通してスクール生の親睦と心身及び技術の向上を図る。学年別トーナメント方式。 | 平成31年1月19日～2月10日(毎週土・日曜日) | | | |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付 番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可 基準 |
|----------|--|--|---|------------------------------------|------------------|---|------------|
| 68 | 一宮サッカー連 盟 理事長 <small>たんげかねまさ</small> 丹下金政 | 第17回一宮・中日 少年サッカースク ールチャンピオン カップ | 一宮・中日サッカース クール各学年別大会の 優勝・準優勝チームに よるリーグ戦。 | 平成31年 2月16日～3月 2日(毎週土曜 日) | 一宮市光明寺 公園球技場 | 無料 | (3) (6) |
| 69 | 一宮市家庭婦人 バレーボール連 絡協議会 会長 <small>おおくぼふみこ</small> 大窪文子 | 健康と体力づくり 第44回ママさんバ レーボール大会 | 市内在住の家庭婦人を 対象に変則リーグ戦こ よる家庭婦人バレーボ ール大会 | 5月6日(日) 5月20日(日) | 神山小学校 中部中学校 | 1チーム 2,000円 | (3) (6) |
| 70 | UNIAO Ladies <small>もりもと こ</small> 森本ゆう子 | 第3回 UNIAO Ladies Cup | 全国で活躍する女子フ ットサルチームを招 き、各チームの交流を 深めるとともに日本女 子フットサル界の技術 の向上を目的とする。 | 5月5日(祝・ 土)・6日(日) | 一宮市総合 体育館 | 1チーム 25,000円 | (6) |
| 71 | Futsal Clube UNIAO 代表 <small>さいとうきゅう</small> 齋藤 九 | 第2回ユニアオ フェスティバル | U-8、U-10、U-12、U-14、 U-15、U-18各世代の強 化育成を図るため、競 技力の向上及び普及活 動を目的とする。 | 5月3日(祝・ 木)・4日(祝・ 金) | 一宮市総合 体育館 | 1チーム 21,600円 | (6) |
| 72 | 特定非営利活動 法人 木曾川文 化・スポーツク ラブ 理事長 <small>ひびのたかお</small> 日比野隆夫 | 木曾川文化・スポ ーツクラブが開催 する各事業及び各 種スポーツ教室等 | 各種スポーツ教室及び 文化教室・講習会・体 力テスト・スポーツフ ェスティバル・スポー ツ大会の開催 | 4月1日(日) ～平成31年3 月31日(日) | 一宮市木曾川 体育館 ほか | 《教室参 加費:内容 により異 なる》 ・月額500 円～3,000 円まで ・年額 3,000円～ 21,000円 まで | (4) (6) |